

町では本年度、区長を通じて空き家調査を実施し、町内の空き家に関する情報収集とその利活用の可能性や管理上の問題点等についての資料整備を予定しています。その調査結果や空き家対策検討会の対応指針を参考にしながら、今後、空き家に関する有効な対応策を検討したいと考えています。

②山辺町より依頼されている火葬の件について

問 本年1月17日付けで、中山町長に山辺町長より「山辺町民の斎場の使用について」の依頼文書が来ている。地元の岡地区及び小塩地区の皆さんに説明し、了承を得たうえで進めたいとの報告があったが、現在どこまで進んでいるのか。

答 山辺町からの斎場使用についての依頼を受け取った後、斎場設置地区である小塩自治会には3月25日、隣接地区の大字岡自治会には4月15日の地区総会終了後に、「山辺町から斎場使用依頼があり、理解が得られれば事務的な協議を進めたい」との考えを説明しました。

その席上、「山辺町から来て姿

勢を見せるべき」「現行の斎場使用料を貰っても原価割れしていないのか」「もう1回このような場を設けてもらいたい」などの意見があり、この結果は山辺町にも伝えています。

③町長の2期目は

問 町長選挙の日程も決定し、投票日まで4か月になったが、大津町長の2期目への立候補の表明はいつするのか。「住んで良かった。ずっと住み続けたい」と言われる中山町、「安心して、安全に暮らせる」中山町を目標に4年間やってこられたが、2期目の表明を直ちにしてほしい。

答 平成20年10月の町長選挙に際して宇津井前町長より託された4つの項目があります。

- 1 斎場の全面改築
- 2 羽前長崎駅の建て替えと周辺土地の買い取り
- 3 常設直売所の新設
- 4 中山中学校の全面改築

この内3項目は、皆様のご理解とご協力をいただき、実現することができました。また、残り1項目（4）につきましても、具体的な目途が立ち準備に着手しつつあります。

町長就任以来、これまでの行政経験と知識を活かし、常に行政の健全化を念頭において町政運営に努めてきました。具体的には、「安全なまちづくり」と「未来への責任」という二本柱のもとに、各種施策を推進してきたところで

その結果「起債許可団体」から脱却することができ、町民の皆様が切望しておりました消防の常備化や町立図書館の開館も実現しました。確実に、そして堅実に町勢発展に努めてきたところであり

このような状況をさらに一歩進めるため、そして中山中学校の全面改築を実現するために、この度、再度町長選挙に立候補させていただき決意をしたところであり

町民の皆様と共に考え、共に歩むことを基本理念とし、さらなる中山町の発展を目指します。

西塔いく子 議員



①友好姉妹都市を結んではどうか

問 町には、昔からの誇れる文化や美しい自然が多く残されており、少し手を加えれば町民や町外の方々から楽しんでもらえる所がたくさんある。何気なく見ている文化や自然からも、他の自治体の方々と交流の中で町の活性化に役立つものを得ることができると思われる。

また、数年前から地球上で大災害が起きており、昨年は日本でも東日本大震災が発生し、いたるところで地震や竜巻等々が連発している。このような災害時にも、常の交流があれば強いと思われ、何かの縁なども頼りに、友好姉妹都市を結ぶ考えはないか。

答 県内22町村のうち13町村に於いて友好都市又は姉妹都市の締結をしており、締結していないのは当町を含め9町村となっています。

住民同士の交流を通じた地域の活性化や災害時における助け合いなど、友好・姉妹都市締結をはじめ

めとした地域間交流の意義は大変大きいものがあります。

広域連携事業として平成14年度からスタートした仙山交流事業の中で、当町は宮城県松島町との物産交流を昨年度より実施しており、本年度も引き続き当該事業の継続・発展に努力したいと考えています。また、災害時相互応援協定には、町では大規模災害時における山形県市町村広域相互応援に関する協定をはじめとして、現在7つの相互応援協定を締結していますが、新たに災害時における物資調達に関する協定として5月25日に東北カーボン株式会社と、災害時における支援協力に関する協定として6月1日に中山建設同友会とそれぞれ締結しています。

今後も物資調達に関する協定をはじめとして、災害時における協定の充実強化に向けて積極的に取り組むたいと考えています。しかしながら、友好姉妹都市締結と異なりますと一朝一夕にできるものではないと考えますが、締結ができるよう引き続き努力していきます。

②子ども・子育て新システムについて

問 法案の国会審議が始まっているが、この法案をどのように考えているのか。保護者の方々が私達が知りたいことは政令で定めるとあり、まだ具体的なことが出されていないが、待機児童解消や幼保一体化のほか、自治体が保育をする責任がなくなる可能性や、財政の厳しい市町村では認定外の保育料が全額自己負担になる可能性も含んでいる。

答 「子ども・子育て新システム」とは①子ども・子育て支援法案 ②総合こども園法案 ③関係法律の整備法案の3法案での改正内容を総称して呼んでいるものです。

この3法案は本年3月30日国会へ提出され、現在、衆議院で審議中の法案であります。次の内容などが盛り込まれています。

- 1 国は子育て支援の基本計画を策定し、県や市町村は子育て支援計画を策定すること
- 2 市町村が実施主体となり、個々に必要な子育て支援サービスの量を認定し、サービス提供などの責務を負うこと

- 3 保育園と幼稚園の一体化による総合子ども園を創設すること
- 4 国や県は市町村へ子育て支援のための交付金や制度の円滑な運営に対する支援などを行うこと
- 5 社会全体による費用負担を行うこと

しかし、まだ概要しか示されていないことや、税と社会保障の一体化として国会で現在審議されている最中もあり、その実現についてまだ不透明な状況です。

町としては、待機児童のない状況にあり、国でいう幼保一体化の新システムをそのままあてはめることはできないと考えており、国の動向も見ながら、当町に合った形はどういうものかを含め、今後検討していきたいと考えています。

問 現在の保育士の労働条件が、国の臨調「行革」以降、臨時職員や短時間雇用の職員が増えるなど、大変厳しいものとなっている。これは全国的なものだが、安心して子どもを預けられるよう保育の現場を改善していくことが、長い目で見れば少子化の歯止めになるなど町のためになると思うが、どのように考えるか。

答 職員雇用の問題の改善等を図るため、昨年10月からなかやま保育園運営検討委員会が発足し、この問題を含め、なかやま保育園の運営に関する全体的な検討を行っていただいている最中です。

この運営検討委員会からの報告は今年中にいただけるものと考えており、検討結果を受けて、町としてのなかやま保育園の運営のあり方と合わせ、職員に関する方向性を示したいと考えています。



なかやま保育園